

最高裁秘書第621号

平成30年2月16日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

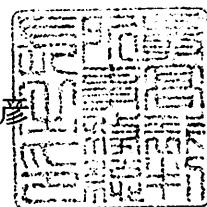
諮問番号 平成29年度（最情）諮問第83号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成30年2月14日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

2月14日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をする」と主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

平成30年1月の最高裁判所長官交代に際して作成された事務引継書及び関連資料

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、1月10日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 原判断は、本件開示申出に係る文書について「作成又は取得していない。」として不開示としたものである。

イ 最高裁判所長官の交代に当たり、事務引継書を組織的に作成することを予定するような定めはなく、必ず作成しなければならないものではない。そして、本件開示申出を受け、最高裁判所内を探索したが、本件開示申出に係る司法行政文書は存在しない。

ウ 以上より、(1)の申出に係る文書について、司法行政文書として作成又は取得していないから、原判断は相当である。